

旭川市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

第1 目的

この要綱は、旭川市（以下「実施機関」という。）が指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の2の規定に基づく指導並びに障害者総合支援法第48条、第51条の27及び児童福祉法第21条の5の22、第24条の34の規定に基づく監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等、障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導

1 指導方針

指定障害福祉サービス事業者等に対して、次の法令等に定めるサービス等の取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第19号）
- (2) 旭川市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第20号）
- (3) 旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第21号）
- (4) 旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第24号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (7) 旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市条例第3号）
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (12) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (13) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (14) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（

平成24年厚生労働省告示第126号)

(15) 厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成24年厚生労働省告示第128号)

2 指導形態

指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指定障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

3 実施機関

旭川市福祉保険部指導監査課

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たにサービス等を開始した指定障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 実地指導の対象外とされた指定障害福祉サービス事業者等のうち、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 前年度及び前々年度において実地指導を行っていない指定障害者支援施設設置者

イ 前年度及び前々年度において実地指導を行っていない指定障害福祉サービス事業者等

ウ 前年度、監査対象となった指定障害福祉サービス事業者等

エ 前年度、実地指導の結果、文書指導が行われた指定障害福祉サービス事業者等のうち、実地指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

オ 情報提供等により、実地指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

カ その他実地指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した指定障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

- (ウ) 実地指導担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等
- イ 指導方法
実地指導は、関係書類を確認し、関係者からの面談方式で行う。
- ウ 指導体制
2名以上の班を編成し、原則として班長は係長職以上の者とする。
- エ 指導結果の通知
実地指導の結果については、原則として実地指導を行った日から60日以内に文書により通知するものとする。
- オ 改善状況報告書の提出
実地指導の結果、文書による改善を指導した事項については、指導結果通知日から30日以内に別紙様式の改善状況報告書の提出を求めるものとする。
- カ 指摘に伴う自主返還措置
実地指導の結果、サービス等の内容及び自立支援給付等に係る費用の請求に関し、不当な請求が認められる場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して当該指摘事項に係る自主点検を指示するものとする。
自主点検は、当該指摘事項について、原則、全利用者を対象とし、指導を行った月の前5年間について点検作業を指示するものとし、点検結果を文書により報告を求めるとともに、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行うとともに、当該返還が完了した場合は、その旨の報告を求めるものとする。
なお、当該返還の指示を行った際に、旭川市以外の市町村分が含まれている場合は、関係市町村に対して、必要な事項を通知する。
また、自主点検を指示した後、一定期間を経過しても報告等がなされない場合又は自主返還の指示が適切に行われていないことが確認された場合は、速やかに監査を実施するものとする。
- キ 北海道等の関係機関への情報提供
指導結果及び改善状況報告書の内容については、必要に応じ、北海道等の関係機関に情報提供する。
- ク 監査への変更
実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第3に定める監査を行うことができる。
なお、この場合、監査の根拠規定等について、当該指定障害福祉サービス事業者等に口頭で説明するものとする。
 - ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
 - ② 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- ケ 指導の拒否への対応
正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、第3の規定により速やかに監査を行う。

第3 監査

1 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容等について、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35及び第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について不正若しくは著しい

不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2 実施機関

旭川市福祉保険部指導監査課

3 監査の対象

監査は、次に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 旭川市及び相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す指定障害福祉サービス事業者等
- (4) 実地指導において確認した情報
- (5) その他必要があると認められる場合

4 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所等（以下「サービス事業所等」という。）に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

5 監査実施通知

監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、第2の5の(2)のクの規定により実地指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

6 出席者

監査に当たり、監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等及びサービス事業所等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じてサービス等の担当者、自立支援給付等に係る請求担当者等の関係職員（従業者であった者を含む。）の出席を求める。

7 監査体制

2名以上の班を編成し、原則として班長は係長職以上の者とする。

8 監査後の措置

- (1) 監査結果の通知等
 - ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとする。
 - イ 当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

- (2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35及び第24条の36に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

- ア 勧告

指定障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項から第3項まで、第51条の28第1項から第3項まで又は児童福祉法第21条の5の23

第1項から第2項まで、第24条の35第1項から第2項までに定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示する。

命令を受けた当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号、第51条の29第1項各号、同条第2項各号又は児童福祉法第21条の5の24第1項各号、第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

なお、指定の取消し等をした場合には、その旨を公示する。

(3) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(4) 行政上の措置の通知

取消処分等を行ったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知する。なお、取消処分等に至らないと認められる場合には、実地指導に準じた指導をする。

(5) 行政上の措置の公示

監査の結果、取消処分等を行ったときは、障害者総合支援法第51条第1項第4号、第51条の30第1項第3号及び同条第2項第3号若しくは児童福祉法第21条の5の25第3号、第24条の37第3号の規定に基づき、速やかにその旨を公示する。

(6) 経済上の措置

ア 指定障害福祉サービス事業者等に対して勧告、命令、指定の取消し等を行った場合には、自立支援給付等の全部又は一部について障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うものとする。

なお、返還処分に至らないと認められた場合は、第2の5（2）のイに準じて、指摘に伴う自主返還措置を行うものとする。

イ 指定障害福祉サービス事業者等に対して命令又は指定の取消し等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、アによる額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

ウ 監査の結果，サービス等の内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は，監査を行った月の前5年間(事業所指定を受けてから5年を経過していない場合は，指定日以降の期間とする。)とする。

(7) 厚生労働省への報告

監査結果及び行政上の措置の実施状況については，必要に応じ，厚生労働省に報告する。

9 特別検査の要請

指定障害福祉サービス事業者等について，指定基準違反等の内容等が第3の8(2)のウに規定する指定取消の処分事案に該当する場合，業務管理体制の監督権者として厚生労働大臣又は北海道知事に当該権限がある場合は，障害者総合支援法第51条の3第4項，第51条の3第2第4項及び児童福祉法第21条の5の2第4項，第24条の3第3項並びに「業務管理体制の整備等の施行について(平成24年3月30日付け障企発0330第5・障障発0330第12 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画・障害福祉課長連名通知)」第2の4の(2)のイの規定に基づき，業務管理体制の整備に関する権限の行使(特別検査の実施)について厚生労働大臣又は北海道知事に要請するものとする。

第4 連携

第2及び第3の指導及び監査(以下「指導監査等」という。)に当たっては，他の指導監査等(介護保険施設等指導監査，老人保健施設等指導監査 等)と連携を図り，合同で実施するなど効率的に行うものとする。

また，必要に応じて，北海道と連携を図り，合同で指導監査等を実施するなど効率的に行うものとする。

第5 その他

指導監査等に関し，その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成24年5月30日から施行し，平成24年4月1日から適用する。ただし，第4中「5月末日」とあるのは，平成24年度において「6月末日」とする。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

改善状況報告書

年 月 日

旭川市長

法人名
 代表者名
 (該当事業所名等)
 指導実施年月日 年 月 日
 報告指示年月日 年 月 日

改善を要する事項	改善の内容	
	改善の状況	添付書類

- 記入要領 1 「改善を要する事項」欄には、文書により指導された事項（全文）を記入すること。
 2 「改善の状況」欄には、文書により指導された事項に対する改善状況を記入すること。
 3 「添付書類」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写しを添付すること。